

## 「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第12次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
701	税関の24時間通常開庁化	関税法(昭和29年4月2日法律第61号)第98条、第100条、第101条 関税法施行令(昭和29年6月19日政令第150号)第87条、 税関関係手数料令(昭和29年6月25日政令第164号)第6条	平成19年度中に結論	臨時開庁については、前もって申請を求めることにより、税関にとって執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。したがって、これらの行政コストを全て国費で負担（臨時開庁手数料自体を無料化）することは適当ではないと考える。 コンプライアンス優良事業者に対する優遇制度の拡充については、『貿易手続改革プログラム』において「制度の対象となる事業者の範囲を含め」制度の見直しを行うこととされている。今後、コンプライアンスの優れた通関業者に対する税関手続面での特例措置について検討を行い、法制面の改正が必要となる場合には、平成20年度以降の関税改正において見直しを行うこととしている。 いずれにしても、臨時開庁については、これまでも手数料に関し種々の軽減措置を講じてきたところであり、今後とも、一定の要件を満たす地域におけるコンプライアンス優良事業者に係る措置として、更なる見直しを進めたい。	全国で実施	臨時開庁制度については、空港・港湾の深夜早朝利用を促進し、迅速な国際物流を実現する観点から、臨時開庁手数料の廃止及び常駐時間帯における申請手続の廃止等を行う。（平成20年1月25日に法案提出）	財務省
702	空港間・近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法(昭和29年4月2日法律第61号)第63条	平成19年度中に結論	空港間・近接する保税地域間における保税運送についての税関手続の簡素化について、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。	全国で実施	保税運送承認制度については、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された船会社、航空会社、フォワーダー等の貨物の国際運送に従事する者をAEO制度(注)の対象事業者とし、AEOと認定された保税蔵置場等の被許可者（AEO倉庫業者）やAEO通関業者とともに、これらの事業者（AEO運送者）が行う空港間・近接する保税地域間を含む保税運送について、個別の承認を不要とするなど税関手続の簡素化を行う。（平成20年1月25日に法案提出） (注)AEO制度：AEOとはAuthorized Economic Operatorの略称。民間企業と税関のパートナーシップを通じて、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る制度。	財務省
2002	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	—	平成19年12月頃までに結論	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得る。	全国で実施	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。	内閣府
2003	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	—	平成19年12月頃までに結論	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得る。	全国で実施	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。	内閣府

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
2004	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	—	平成19年12月頃までに結論	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得る。	全国で実施	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。	内閣府
2005	税証明事務等のアウトソーシングの推進	—	平成19年12月頃までに結論	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	全国で実施	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。	内閣府
2006	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	—	平成19年12月頃までに結論	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	全国で実施	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。	内閣府
2007	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	—	平成19年12月頃までに結論	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	全国で実施	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。	内閣府
2008	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	—	平成19年12月頃までに結論	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	全国で実施	平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。	内閣府

## 規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
506 2009	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みの検討	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成19年度中に結論	アジア・ゲートウェイ構想の趣旨及び「海外のデザイナーなどが日本で活躍する機会を増やす観点から、2007年度中に高度人材としての受入れ拡大のニーズやその方策等について検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる。」（「知的財産推進計画2007」（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定））を踏まえ、在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みについて、知的財産戦略推進事務局・法務省ほか関係省庁が検討する。	検討中	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みについて、現在、知的財産戦略推進事務局・法務省ほか関係省庁において、本規制改革事項の実現に向けて、審査基準等を具体的に検討しているところである。今後も、平成19年度中に具体的な措置事項・措置時期等を明確にするべく、関係省庁において検討を進める。	法務省 内閣官房（知的財産推進事務局）
507	「投資・経営」（高度人材に係るもの以外）及び「技術」「人文知識・国際業務」の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	平成21年通常国会までに関係法案提出	在留資格「投資・経営」（直接事業に投資し経営をする外国人、高度人材に係るもの以外）、「技術」、「人文知識・国際業務」（資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員）の在留期間を最長5年間とすることについては、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 なお、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。	検討中	「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。	法務省
804 911	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の財産処分承認手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第22条	平成19年度中に結論	就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、認定こども園に係る財産処分承認手続の簡素化について検討し、平成19年度中に結論を得る。	検討中	認定こども園に係る財産処分承認手続の簡素化を実施する方向でその具体的範囲について引き続き検討を進め、平成19年度末までに結論を得る。	文部科学省 厚生労働省
910	保育士養成等の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成15年12月9日雇労発第1209001号）	平成20年度中に結論	保育士が乳幼児に直接接し、その保育を行う者であることを踏まえ、保育士の養成課程として専修学校の通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	検討中	専修学校について、現行制度において通信教育が認められている大学との制度的差異を踏まえた上で、通信教育により保育士養成課程を行うことについての課題の有無と指定基準のあり方について検討を行い平成20年度中にその結果を得る。	厚生労働省
912	医療従事者の労働派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条	平成19年度中に結論	医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、平成19年度中に結論を得る。	検討中	医師の労働者派遣については、平成19年12月、現行のへき地の場合に加え、地域の実情に応じて、地域における医療の確保のためには医師を派遣労働者として従事させる必要があると医療対策協議会において認められた医療機関に対しても、医師派遣を認めるために、必要な政省令の改正を行ったところである。医療関係業務の労働者派遣については、「規制改革推進のための第2次答申」にもあるとおり、引き続き検討し、平成19年度中に結論を得ることとしている。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1004	玄米及び精米品質表示要件の緩和	玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）	平成19年度中に結論	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っているところであり、平成19年度中に方向性について結論を得る。	検討中	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について引き続き検討を行っているところであり、平成19年度中に方向性について結論を得る。	農林水産省
1114	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式における押印又は自署署名の省略	液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第3条第1項、第29条第1項 「液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」平成43年2月12日付け43化第151号通商産業省化学工業局長通達	平成19年度中に結論	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略可能とできるかを検討し、平成19年度中に結論を得る。	検討中	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略可能とできるかを検討しているところであり、平成19年度中には結論を得、必要に応じ速やかに措置を講じる。	経済産業省
1206	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件の緩和	旅行業法施行規則（昭和46年11月10日運輸省令第61号）第1条の2	平成20年9月頃までに結論	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件に関し、特別の措置を構すべき地域の範囲の拡大について、必要な検討を行う。	検討中	現在、第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件に関し、特別の措置を構すべき地域の範囲の拡大に向けて、半島の事例等について情報を収集するとともに、関係規定の整備の方法について検討しているところであり、今後さらに検討を行い、平成20年9月頃までに結論を得る。	国土交通省
2001	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号）第10条、第17条、第19条 ・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領（通知）」平成18年12月13日付け、府官監第28号 官民競争入札等監視委員会事務局長通知	平成19年度中に結論	暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査を落札後に落札者に限って実施することの可否、該当した場合に当該落札を無効とすることの可否等について、地方自治法や会計法令等における入札参加資格に関する規定との関係を含め現在検討中であり、引き続き検討する。 なお、当該落札後の審査のほか、他の方法により地方公共団体や民間事業者の負担を軽減することについても併せて検討し、平成19年度中を目的に結論を得る。	検討中	地方自治法及び会計法令において、 ① 落札後に当該落札者に限って入札参加資格の審査を実施することの可否 ② 開札後に一定の者に限って入札参加資格の審査を実施し、当該確認をした後に落札者の決定を行うことの可否 について、関係省庁に相談中であるが、現在までその可否について結論を得るに至っていない。 引き続き鋭意検討を行い、その結果をもって、暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査時期（落札後の審査及び開札後の審査の可否）について、平成19年度中を目的に結論を得る。	内閣府